

建設工事に係る公募型見積合わせ実施要領

(令和5年3月17日付け 4建政技第323号)

(目的)

第1条 この要領は、長野県が発注する建設工事のうち、大雨や地震などの自然災害等による被害が甚大かつ広域に及ぶ場合(以下「大規模災害時」という)における災害復旧工事の契約にあたり、参加希望者を公募し随意契約を行う「建設工事に係る公募型見積合わせ」の事務手続きを定めたものである。

(適用範囲)

第2条 大規模災害時において、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復など至急の原状復帰が必要なため、早期かつ確実に実施できる契約相手を短期間に選定する必要がある災害復旧工事(改良復旧工事、災害関連緊急砂防工事、災害関連緊急地すべり工事及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事を含む)で、次のすべてに該当する場合に適用する。

- (1) 災害により通常の発注件数を大幅に超える工事の公告が短期間に集中するとき
- (2) 発災から概ね5ヶ月以内に公告を予定するもの

2 適用にあたっては、当面の復旧計画を踏まえ、緊急を要する理由を案件ごとに整理すること。

(参加資格要件)

第3条 当該工事の参加者に必要とされる資格要件は、参加者公募の公告日から落札決定日までの間に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1) 共通する参加資格要件

- ア 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- オ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- カ 県発注の建設工事のうち、当該工事以外の工事(以下「他の対象工事」という。)において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- キ 他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日付け会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- ク 他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、完了期限経過後、請負契約約款第32条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ケ 他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- コ 他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程(平成30年3月29日付け29建政技第342号)により、入札に参加できない旨の通知を受

けていない者であること。

サ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

シ 滞納している県税等徴収金がないこと。

(2) 工事ごとに定める参加資格要件

ア 当該工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 業種に関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

- 2 発注機関の長は、参加資格要件等を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）第4の規定による建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(参加者の公募)

第4条 発注機関の長は対象工事について受注意欲の確認をするときは、長野県公式ホームページに次の事項を掲載するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 参加者に必要とする資格要件
- (3) 参加表明書の作成・提出に係る事項
- (4) 見積書の作成・提出及び見積手続きに係る事項
- (5) 共同企業体として資格認定を受けた者の参加に係る事項
- (6) その他発注機関が必要とする事項

(参加表明書)

第5条 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は工事の内容に応じて内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 参加表明書(様式2号)
- (2) 参加要件資料(様式3号)
 - ア 入札参加資格業種及びその他許可状況
 - イ 配置予定技術者の状況
 - ウ 受注余力の確認(任意)

- 2 参加表明書を収集する期間は、公告日から概ね3日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

- 3 発注機関の長は、提出された参加表明書の審査を行い、案件ごとに審査結果表(別紙様式1)を作成する。

(見積の徴取)

第6条 見積は案件ごと、審査結果表に記載されたすべての者から徴取するものとする。ただし、審査結果表において参加資格要件を満たさない項目がある者からの見積徴取は行わない。

(見積書の提出方法等)

第7条 見積書の提出は案件ごと公告に示す方法による。

- 2 長野県電子入札システムによる見積書の提出等は次に定める方法によること。
 - (1) 見積書の提出は、長野県が電子入札システムをサポート可能な時間の午前9時から午後5時(長野県の休日を定める条例で規定する休日を除く)の間とする。
 - (2) 見積書等は公告で指定した提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。
 - (3) 電子入札システムに障害が発生した場合の対応は長野県電子入札システム利用規約による。
- 3 一度提出した見積書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 4 落札価格の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、見積をする者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 見積をする者は見積書とともに工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、再見積の場合は工事内訳書の添付は不要とし、入札参加資格要件審査書類の提出時にあわせて提出するものとする。なお、工事費内訳書は、次のいずれかの形式により作成すること。
 - (1) 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの。
 - (2) (1)と同等の項目が含まれている独自様式によるもの(原則として「費目・工種・種別・細別・施工名称など」は閲覧設計書の項目により作成すること)。

(参加表明者リスト)

第8条 参加表明書は原則として当該案件の見積徴取のため使用するものとするが、発注機関の長が必要と認める場合には、参加表明者リスト(別紙様式2)を作成し、他の案件の見積徴取の参考などに使用できるものとする。

- 2 参加表明者リストにより他の案件の見積徴取を行う場合は、必要な資格要件、現場からの距離等を踏まえ2者以上を選定する。

(見積合わせ)

第9条 見積合わせは、公告に示す日時において電子入札システムにより行う。なお、この場合の開札にあたっては、立会人は不要とする。

- 2 見積合わせにおいては、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(令和5年3月10日付け4建政技第321号、以下「低入札価格調査試行要領」という。)第4第2項及び第5第1項を準用して低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
- 3 見積書の価格を比較し、予定価格の範囲内で、かつ、失格基準価格以上の価格のうち最低の価格で見積をした者を契約の候補者(以下「落札候補者」という)とする。なお、低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者については、適正かつ確実な履行が可能かを判断するための調査を実施するものとする。ただし、調査対象者から見積書の提出に併せて低入札価格調査事前辞退届(参考様式2)が提出又は電子入札システムにより低入札価格調査事前辞退が申請されたときは調査を行わず見積は無効(失格)とする。また、低入札価格調査事前辞退届の提出がない者の辞退に対する事務処理手続きは、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規定を準用する。このほか、低入札価格調査に係る手続き、調査、対象者への措置等については、低入札調査試行要領を準用する。
- 4 採用となるべき同価の見積をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。電子くじについては「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」の(別紙1)で定める「電子入札について」を準用する。
- 5 参加表明が1者のみの場合や、無効や辞退等により最終的に1者のみの見積となった場合でも、落札候補者とすることができる。
- 6 失格や辞退により落札候補者になり得る者がいない場合は手続きを終了する。
- 7 前項の場合、設計内容を見直した上で、あらためて見積依頼を行うものとする。このときの見積依頼先は、公募によるほか、第8条により選定することもできるものとする。このとき、手続きを終了した案件の失格者及び辞退者も見積依頼先に含めることができるものとする。

(見積書の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 同一人が提出した2通以上の見積書
- (2) 商号又は名称のいずれかがない見積書
- (3) 発注者の記載がないか誤っている見積書
- (4) 金額の記入がない見積書
- (5) 見積書の工事名・工事箇所名のいずれかが公告と一致しない見積書
- (6) 見積書の工事名・工事箇所名のいずれかが記載されていない見積書
- (7) 提出書類の記載事項について誤字脱字等により意思表示が明確でない見積書

- (8) 工事費内訳書を提出しない者が提出した見積書
- (9) 第3条の要件を満たさない者が提出した見積書
- (10) 公告において、参加できないと明記されている者が提出した見積書
- (11) 提出された見積書等からウィルスが発見された見積書
- (12) 業務委託の入札参加資格番号で利用許可を受けた電子証明書を使用して提出した見積書
- (13) 発注機関の長が見積書の提出依頼を行っていない者が提出した見積書
- (14) 第9条第2項に規定する失格基準価格を下回る価格を記載した見積書
- (15) 低入札価格調査の対象となり、提出期限内に調査書類を提出しない者の見積書
- (16) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者の見積書
- (17) 第9条第3項により低入札価格調査事前辞退届を提出又は電子入札システムにより低入札価格調査事前辞退を申請し、低入札価格調査の対象となった者の見積書

(技術者等に関する書類の提出)

第11条 発注機関の長は、落札候補者が第7条5により提出した工事費内訳書の審査を行い内訳書が適正であると認めた落札候補者、又は再見積の結果落札候補者となった者に対し、落札候補となった旨を速やかに電子入札システムによる通知書により連絡するとともに、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとし、提出を指示された落札候補者は、指示された日(原則として、通知日の翌日から起算して2日以内(休日を含まない))までに当該書類を提出すること。なお、配置技術者の資格取得者証の写し及び監理技術者資格証の写しは閲覧の対象となる。

- (1) 配置技術者に関する書類の写(資格取得者証、工事経歴書並びに健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の開札日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用を証する書類)
- (2) 特定建設業を要件とした場合で、監理技術者を配置技術者とするときは、監理技術者資格者証の写。下請金額の総額が4,500万円未満で、監理技術者を配置技術者としなないときは、次の事項を記した(添付した)誓約書。
 - ア 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額
 - イ 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表
- (3) 予定価格が4,500万円以上で特定建設業を要件としない場合で、特定建設業者が落札候補者となったときに、監理技術者を配置技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写。下請金額の総額が4,500万円未満で、監理技術者を配置技術者としなないときは、次の事項を記した(添付した)誓約書。
 - ア 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額
 - イ 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表
 - ウ 一般建設業者が落札候補者となった時は、下請金額の総額が4,500万円未満となる次の事項を記した(添付した)誓約書
 - (ア) 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額
 - (イ) 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表

(契約の相手方の決定又は参加資格要件不適格の決定)

第12条 発注機関の長は、落札候補者が当該要件を満たしていること及び第11条により提出された書類を確認した場合は、契約の相手方(以下「落札者」という)として決定の上、当該落札者

に対し、速やかに電子入札システムによる通知書により連絡し、契約に必要な書類の提出を指示する。

- 2 発注機関の長は、落札者の決定までに落札候補者が公告に示すいずれかの参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して落札候補の取消しを行う。

(落札候補者の辞退)

第 13 条 落札候補者から発注機関の長あてに「落札候補者辞退届」(参考様式)が提出され、同時期に同一の発注機関が公告した他の災害復旧事業(落札候補者の辞退を認める工事に限る)の落札候補者となったことを理由とする場合、発注機関の長は落札候補者の辞退を承認するものとし、落札候補者の取消を行い、次順位者に落札候補者決定の通知を行う。なお、この辞退については、入札参加停止等の措置は講じないこととする。

(契約)

第 14 条 工事の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約とする。

(事務処理)

第 15 条 この要領に記載のない事務処理については長野県建設工事事務処理規程及び会計関係規定によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(建設工事に係る公募型見積合わせ試行要領の廃止)
- 2 建設工事に係る公募型見積合わせ試行要領は、廃止する。